

【短期入所生活介護重要事項説明書】

1. 紅林荘理念

わたしたちは、利用される方々が長年大切にされてきた「思い」「もの」「生活」を尊重し、その人らしい暮らしの実現を目指します。

2. 特別養護老人ホーム 紅林荘の概要

(1) 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 ジェイエー長野会
法人所在地	長野市大字南長野北石堂町1,177番地3
電話番号	026-223-0533 FAX 026-223-2225
代表者氏名	理事長 上原 孝義
設立年月	平成7年4月

(2) 利用施設

介護保険事業所番号	2072300326
事業の種類	介護老人福祉施設
施設の名称	特別養護老人ホーム 紅林荘
施設の所在地	諏訪郡富士見町富士見3,107番地2
電話番号	0266-61-2080 FAX 0266-61-2081
施設長	小林 範彦
開設年月	平成14年12月16日

(3) 当施設の職員体制

職名等	職員数	業務内容	
施設長	1	総括管理	
医師	2	内科、精神科等(嘱託)	
生活相談員	1	日常生活上の相談、支援	
機能訓練指導員	1	機能訓練等	
介護支援専門員	1	ケアプラン作成等	
介護職員	看護師	3以上	健康管理、保健衛生等
	介護福祉士	24以上	日常生活上の介護、並びに健康保持のための相談、助言等
	介護職員		
給食	管理栄養士	1	栄養管理、給食計画等
	調理員	5	個々の状況に応じた調理
事務	2	庶務・会計事務	

(4) 当施設の設備概要 定員4名

居室	1人部屋	4室	医務室	2室
食堂及び機能訓練室				2室
医務室				1室
浴室		一般浴室 2室、	機械浴室 2室	

3. サービス内容

(1) 介護

個々のサービス計画に基づいて実施します。

① 入浴

- ・一般浴、特別浴ともに各利用者に週2回の入浴日を設定しています。

② 排泄

- ・おむつ交換……定時交換の他、個々の状態に応じて随時交換をおこないます。
- ・ポータブル介助、トイレ誘導、尿器介助等……個々の状態に応じて、定時及び随時対応しま

③ 日常生活

- ・洗面……必要に応じて、個々に合わせた介助を行います。
- ・口腔ケア……毎食後、歯磨き、義歯洗浄、口腔洗浄を必要に応じて個々に合わせた介助を行います。
- ・爪切り、髭剃り、耳掃除等……個々の状態に応じて随時行います。

④ 行事、レクリエーション等

- ・季節にちなんだ行事の他に、個々の状態に合わせ、参加できる行事を企画していきます。
- ・これまでの生活の中で行われてきた家事、日用大工、農作業等も取り入れ、利用者と共に企画していきます。

⑤ 喫茶

- ・1階玄関横に、自動販売機を設置した談話コーナーがありますのでご利用ください。

⑥ ショッピング等

- ・毎週金曜日に1Fロビーにて売店があります。

(2) 食事

家庭的な雰囲気の中で、旬のものを生かした、あたたかで、おいしい料理を提供致します。またゆっくりと楽しんで召し上がっていただけるよう心掛けていきます。

食事内容

① 食事時間 朝食 8時、昼食 12時、おやつ 15時、夕食 18時

② 食事場所

- ・食事の際は基本的には離床していただきます。
- ・食事は小スペースに分かれて食べていただきます。

③ 食事形態

- ・食事は、自助具等の活用により出来るだけ自分の力で食べていただきますが、必要に応じて介助を行います。

④ 食事の種類

- ・普通食、一口大食、きざみ食、みじん食、ミキサー食、流動食等の食事形態から身体状況やその日の体調に合わせた食べやすい食事を提供いたします。
- ・主食については、米飯・かゆを基本とし希望により、おにぎり・パン・めん類にも対応いたします。
- ・医師の指示により、経管栄養、療養食(糖尿食・腎臓食・肝臓食・貧血食・高血圧、心臓等の減塩食)等の治療食の提供もいたします。また、経口による食事摂取を進めるための管理もいたします。

⑤ 献立

- ・栄養のバランスを考慮し、管理栄養士が責任を持って献立を作ります。
- ・お正月の口とり・七草粥・新年会・まゆ玉作り・節分・ひな祭り・お花見会・端午の節句・七夕・お盆・敬老会・クリスマス会・忘年会等行事食、また選択メニュー・バイキング・お楽しみ会食も積極的に行います。

⑥ 水分の補給

- ・緑茶・ほうじ茶・麦茶・ポカリスエット等を用意いたします。
- ・飲み込みの悪い方には、水分補給ゼリー(寒天パパ・イナアガーゼリー)を用意いたします。

⑦ 排便調節

繊維質の摂取に心掛けるほか、毎朝食前に牛乳を用意いたします。

⑧ 食器

- ・家庭的な雰囲気が出せるように陶器を使用いたしますが、重さを感じず方にはメラミン食器を用意いたします。
- ・温かい食事を召し上がっていただく為に、温冷配膳車を使用します。

⑨ 食事委員会

定期的に委員会を開催し、食事内容・行事食等の検討を行います。

⑩ 衛生について

- ・食中毒防止にあたり、食材・調理器具・食器等の衛生管理に留意し、安心して食べていただける食事作りをいたします。

⑪ その他

- ・入所者の栄養状態を適切に検討・評価し、その状態に応じて各職種協働により栄養管理に充分配慮いたします。
- ・定期的に食堂、居室へ訪問し、食事の食べられない方には、個人対応いたします。
- ・献立研究日を設け、新メニューの検討等を行い、職員による検食を行い評価・検討をいたします。

(3) 健康管理

施設では、内科と精神科の嘱託医2名、看護師3名が利用者の健康管理を行います。内科医の定期回診は週2回ですが、緊急時は昼夜を問わず、対応いたします。特定の医療機関の受診を希望される場合は、原則としてご家族による通院をお願いします(通院・付き添い支援を行った場合には別途料金を頂く場合がございますので、ご了承ください)。定期検診として、結核予防法による胸部レントゲン撮影を年1回行います。各種予防接種希望者に対しては、その都度対応いたします。

(4) 介護支援専門員

利用者の、個々に応じた介護サービスが提供できるよう、それぞれのサービス計画表を作成します。自立した生活を営む上での課題を把握し、総合的援助方針、具体的なサービス計画案を作成しますので、利用者、家族のご意見をお聞かせ下さい。同意された計画に基づいてサービスを提供させていただくと共に、状況に合わせ定期的実施状況を把握し、必要に応じ計画を変更します。更に、施設内において各分野のスタッフによる話し合いを行い、質の高いサービスの提供を目指します。

(5) 機能訓練

- ① 機能訓練指導員(理学療法士等)の指導のもとに、身体や精神面の機能の維持、日常生活における能力の改善等に取り組み、施設での生活をその人らしく過ごせるよう援助します。機能訓練室やベットのサイド、その他生活の場にて行います。
- ② 生活リハビリテーションは生活の質の向上を目指すもので、施設生活のあらゆる場面で機能訓練を試みていきます。全職員共通の理解と協力体制をとって行います。

(6) 生活相談

利用者に、より安心して快適な生活を送っていただくために、またご家族に安心して施設を利用していただくために生活相談員を配置しています。施設生活での不安、その他心配事等ございましたら何でも結構です。生活相談員にご相談ください。利用者、ご家族の抱えている問題の解決にむけ、ともに考えていきます。

当施設が提供するサービスについての窓口

電話 0266-61-2080

担当 生活相談員 坂本 孝行

4. 身体拘束

原則として利用者に対し身体拘束を行いませんが、利用者本人または他の入所者等の生命及び身体が危険にさらされる可能性が高い場合、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護、介護方法がない場合、及び身体拘束その他の行動制限が一時的である場合、前項全ての条件を満たしている場合は施設長が判断し、行動制限を行うことがあります。この場合は以下のことを行うこととします。

- ① 現場責任者より、利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、時間帯、期間等の説明を詳細に行い、十分な理解を得るようにします。
- ② 施設職員がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、「身体拘束廃止委員会」「カンファレンス」等にて拘束の必要性や方法に関わる検討を行い、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。
- ③ 身体拘束に関する情報を開示し、職員、施設全体、家族等関係者間で直近の情報を共有します。

5. 苦情処理

利用者、ご家族の声に常に耳を傾け、質の高い介護サービスが提供できるよう、苦情処理委員会を設置しています。皆様の声が施設を改善します。施設運営上、またサービス内容で気になる点等ございましたら、施設職員にお気軽にご相談ください。

なお、家族面談室に意見箱を設置してありますので、是非ご利用下さい。

(1) 当施設内苦情相談窓口

相談窓口	生活相談員	坂本 孝行
電話番号	0266-61-2080	
FAX	0266-61-2081	
受付時間	土日、祝祭日を除く 8時30分～17時30分	

(2) 施設外苦情相談窓口

① 相談窓口	長野県国民健康保険団体連合会介護保険苦情処理係	
住所	長野市大字西長野字加茂北143-8	
電話番号	026-238-1580	
FAX	026-238-1581	
② その他	住居を有する市町村役場の介護保険課	
	当施設が立地する、富士見町介護高齢者係	TEL.0266-62-9136

(3) 第三者委員	当施設で任命している方が、4名います。	
	お問い合わせは、富士見町介護高齢者係	TEL.0266-62-9136

(4) 福祉サービス第三者評価

受審日 令和6年3月5日 評価機関 一般社団法人 しなの福祉教育総研
<https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/daisansha/hyoka/kekka/daisannshar5.html>

(5) 苦情解決の記録および結果の公表

苦情受付から解決・改善までの経過と結果を記録し、苦情申立人及び第三者委員に対して、一定期間経過後報告します。また、個人情報に関するものを除き、掲示板もしくは広報誌に掲載します。

6. 協力医療機関

- (1) 医療機関名称 厚生連富士見高原病院
 統括院長名 矢澤 正 信
 所在地 諏訪郡富士見町落合11,100番地
 電話番号 0266-62-3030
 診療科 内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、口腔外科
 入院設備 有り
 病床数 161床
 救急指定 有り

7. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料

- 短期入所生活介護費
 看護体制加算(Ⅲ)(Ⅳ)
 短期生活機能訓練体制加算
 夜勤職員配置加算(Ⅲ)
 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ
 介護職員処遇改善加算

※ 他に介護保険制度の改定や当施設の介護給付の扱いに応じて料金に変更となる場合もありますのでご了承ください。なお、変更の場合は、予めご通知申しあげます。

※ 介護保険負担限度額認定者は減額認定申請により自己負担が少なくなる場合があります。

② 食費 1日 1,680円

③ 居住費 1日 1,500円

※ 介護保険負担限度額認定者は、減額認定申請により下記に示した特定入所者介護サービス費に関する食費及び居住費の基準費用額及び負担限度額が適用されます。

短期入所生活介護介護入所者の1日あたりの個人負担利用料金(1割負担の場合)

介護度		施設利用料	食費	居住費	自己負担額
要介護1	個室	603円	1,680円	1,500円	3,783円
要介護2		672円		1,500円	3,852円
要介護3		745円		1,500円	3,925円
要介護4		815円		1,500円	3,995円
要介護5		884円		1,500円	4,064円

④ 送迎体制加算 片道 1,840円 (自己負担 184円)

⑤ 療養食加算 1回 80円 (自己負担 8円)

⑥ 個別機能訓練訓練加算 1日 560円 (自己負担 56円)

⑦ 生活機能向上連携加算 月 2,000円 (自己負担 200円)

・個別機能訓練加算算定の場合 月 1,000円 (自己負担 100円)

⑧ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間を上限) 1日 200円 (自己負担 200円)

⑨ 緊急短期入所受入加算(7日間を上限) 1日 90円 (自己負担 90円)

⑩ 在宅中重度者受入加算 ハ 1日 4,130円 (自己負担 413円)

(2) 特定入所者介護サービス費に関する食費及び居住費の基準費用額及び負担限度額
 基準費用額(1日)

	食費	居住費
個室	1,680円	1,500円

利用者負担限度額(1日)

負担段階		食費	居住費
第1段階	個室	300円	380円
第2段階		600円	480円
第3段階①		1,000円	880円
第3段階②		1,300円	880円

(3) その他の料金

- ① 外食 利用者個人による外食・出前等の場合、実費相当額(支払代行)
- ② 理美容費 1回当りの実費(支払代行)
- ③ 行政手続代行費 手続きに要した実費(支払代行)
- ④ 医療費・入院費・薬代等 病院、薬局等からの医療費請求額(支払代行)
- ⑤ 個人使用の医療材料費用(支払代行)
- ⑥ 個人使用の電気料(1ヶ月)冷蔵庫900円、テレビ600円、電気毛布400円、その他個人使用の電気料については、実費料金。
- ⑦ 健康管理費用(インフルエンザ予防接種、定期健康診断等)実施機関からの請求額(支払代行)
- ⑧ 施設の個人利用料、個人希望の外出等の送迎料(実費相当額)
- ⑨ その他利用者の必要とする個人使用の物品等
- ⑩ 文書・証明書料(確定申告等)1,080円

(4) キャンセル料

- ① ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合 …無料
- ② ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡がなかった場合 …1日の食材料費相当額 780円

(5) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、末日以内にお支払いください。お支払い方法は、口座自動引落とし、もしくは窓口現金支払い(土、日曜日、祝日以外)中からご契約の際に選べますが、基本的には口座自動引落としでお願いします。口座自動引落とし日は、毎月20日(金融機関が休みの場合は、翌日)となります。

(6) 利用料金等の改定

今後、介護保険制度上や施設運営上の基準等により、利用料金が改定される場合がありますのでご承知ください。なお、介護保険制度改正の折には、書面をもってご通知いたします。

(7) その他

利用途中にサービスを中止して退所される場合は、退所日までの日数を基に計算します。

8. 利用の中止について

以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ① 利用者が中途退所を希望した場合。
- ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合。
- ④ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

9. 施設利用にあたっての留意事項

(1) 面会

- ・利用者が安心して生活できるためにも、可能な限り面会をお願いします。
- ・面会時間は午前8時30分から午後8時までです。夜間は、基本的には正面玄関を午後8時30分に施錠しますが、インターホンにて対応いたします。
- ・面会の際は、他の利用者のプライバシー保護にご協力ください。
- ・食べ物の持ち込みのご希望がある場合は、職員に申し出ていただき、摂取には十分なるご注意をお願いします。また、残った食べ物については責任を持って処理されるか、職員にお預けください。
- ・面会の際、玄関に備付けの面会者名簿にご記入ください。
- ・面会時に他の利用者から電話を掛けて欲しい、外に出して欲しいなどの依頼がありましたら職員に声を掛けてください。
- ・酒、タバコ、刃物等を持ち込まれた場合は、職員に声を掛けてください。

(2) 飲酒、喫煙

- ・施設内の飲酒は可能ですが、その際は必ず職員にご相談ください。
- ・施設内は基本的には、禁煙です。禁煙にご協力ください。喫煙は喫煙所をお願いします。
- ・タバコ、ライター、マッチ等については、火災予防のため利用者個人の保管を禁止し、職員が管理いたします。喫煙時は職員にお申し出ください。

(3) 設備、器具の利用

- ・施設内の設備や器具については状況に応じ、ご利用いただけます。使用前に職員にお申し出ください。

- (4) 金銭、貴重品の管理
 - ・ 貴金属類、貴重品、多額現金等の持ち込みはご遠慮ください。事情がある場合は相談員にご相談ください。
 - (5) 所持品の持ち込み
 - ・ 居室内の個人スペースの利用はご自由ですが、大きいものの持ち込みの際には、事前に相談員にご相談ください。
 - ・ 持ち物には、必ず記名をお願いします。中途持ち込みの物に記名が落ちる場合が多々ありますので、ご注意ください。
 - (6) 宗教活動
 - ・ 個人の信仰の自由は妨げませんが、集団生活の場であるため、利用者及びご家族による布教や修行等はほかへの迷惑も考慮し禁止いたします。
 - (7) ペット等
 - ・ ペットの飼育は集団生活の場であり、他への迷惑も考慮し禁止いたします。尚、ペット同伴での入荘については、職員の許可を得てください。
 - (8) 身元引受人について
 - ・ 身元引受人が変更となる場合や連絡先の変更等は、速やかに施設へ届け出てください。
 - ・ 身元引受人等が旅行等で不在となる場合は、事前に代理人等にご連絡ください。
 - ・ 当施設より身元引受人に連絡がつかない場合は、緊急連絡順位により、連絡させていただきます。尚、1ヶ所しか緊急連絡先がない場合は必ず連絡がつく体制でお願いします。万が一連絡が付かない場合には、施設の判断で対応させていただきます。
 - (9) 健康保険被保険者証等について
 - ・ 健康保険被保険者証等が書き換えや変更になった場合は、新たな健康保険被保険者証等を施設に提出してください。
 - ・ 利用者が被扶養者の場合は遠隔地の保険証が必要です。入所までに保険証が交付されないときには、現在ご使用になっている保険証の写しをご提出ください。
 - (10) その他
 - ・ 安全管理等の問題が生じた場合は、その都度ご相談させていただきます。尚、危険を伴う場合は、施設の判断にらせていただきます。
10. 非常災害対策
- ・ 防災時の対応 …… 富士見町消防署への非常通報と初期消火及び避難、消防署・消防団の協力体制
 - ・ 防災設備 …… スプリンクラー、非常口、非常放送設備、防火扉、屋内消火栓、排煙装置
 - ・ 防火訓練 …… 避難訓練(年2回)、消火訓練、非常通報訓練、救急法訓練等、非常召集訓練

11. 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講じる他、家族の方に速やかに連絡いたします。

次の表に緊急連絡先他、ご記入ください。

緊急連絡先		(前回契約時と変更ない場合は記入不要)
身元引受人	氏名	
	住所	〒
	電話番号	携帯電話
	続柄	
②	氏名	
	住所	〒
	電話番号	携帯電話
	続柄	

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり利用者に対して契約書及び本重要事項説明書をお示しし、理解していただきました。

代表者名	ジェイエー長野会	理事長	上原孝義
代表者住所	長野市大字南長野北石堂町1,177番地3		
事業所住所	長野県諏訪郡富士見町富士見3,107番地2		
事業所名	特別養護老人ホーム 紅林荘		
説明者氏名	施設長	小林範彦	㊞
	生活相談員	坂本孝行	㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項を理解し、承諾・同意いたしました。

利用者住所

氏名

㊞

身元引受人住所

氏名

㊞

【介護予防短期入所生活介護重要事項説明書】

1. 紅林荘理念

わたしたちは、利用される方々が長年大切にされてきた「思い」「もの」「生活」を尊重し、その人らしい暮らしの実現を目指します。

2. 特別養護老人ホーム 紅林荘の概要

(1) 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 ジェイエー長野会
法人所在地	長野市大字南長野北石堂町1,177番地3
電話番号	026-223-0533 FAX 026-223-2225
代表者氏名	理事長 上原 孝義
設立年月	平成7年4月

(2) 利用施設

介護保険事業所番号	2072300326
事業の種類	介護老人福祉施設
施設の名称	特別養護老人ホーム 紅林荘
施設の所在地	諏訪郡富士見町富士見3,107番地2
電話番号	0266-61-2080 FAX 0266-61-2081
施設長	小林 範彦
開設年月	平成14年12月16日

(3) 当施設の職員体制

職名等	職員数	業務内容	
施設長	1	総括管理	
医師	2	内科、精神科等(嘱託)	
生活相談員	1	日常生活上の相談、支援	
機能訓練指導員	1	機能訓練等	
介護支援専門員	1	ケアプラン作成等	
介護職員	看護師	3以上	健康管理、保健衛生等
	介護福祉士	24以上	日常生活上の介護、並びに健康保持のための相談、助言等
	介護職員		
給食	管理栄養士	1	栄養管理、給食計画等
	調理員	5	個々の状況に応じた調理
事務	2	庶務・会計事務	

(4) 当施設の設備概要 定員4名

居室	1人部屋	4室	医務室	2室
食堂及び機能訓練室			2室	
医務室			1室	
浴室		一般浴室 2室、	機械浴室 2室	

3. サービス内容

(1) 介護

個々のサービス計画に基づいて実施します。

① 入浴

- ・一般浴、特別浴ともに各利用者に週2回の入浴日を設定しています。

② 日常生活

- ・洗面……必要に応じて、個々に合わせた介助を行います。
- ・口腔ケア……毎食後、歯磨き、義歯洗浄、口腔洗浄を必要に応じて個々に合わせた介助を行います。
- ・爪切り、髭剃り、耳掃除等……個々の状態に応じて随時行います。

③ 行事、レクリエーション等

- ・季節にちなんだ行事の他に、個々の状態に合わせ、参加できる行事を企画していきます。
- ・これまでの生活の中で行われてきた家事、日用大工、農作業等も取り入れ、利用者と共に企画していきます。

④ 喫茶

- ・1階玄関横に、自動販売機を設置した談話コーナーがありますのでご利用ください。

⑤ ショッピング等

- ・毎週金曜日に1Fロビーにて売店があります。

(2) 食事

家庭的な雰囲気の中で、旬のものを生かした、あたたかで、おいしい料理を提供致します。またゆっくりと楽しんで召し上がっていただけるよう心掛けていきます。

食事内容

① 食事時間 朝食 8時、昼食 12時、おやつ 15時、夕食 18時

② 食事場所

- ・食事の際は基本的には離床していただきます。
- ・食事は小スペースに分かれて食べていただきます。

③ 食事形態

- ・食事は、自助具等の活用により出来るだけ自分の力で食べていただきますが、必要に応じて介助を行います。

④ 食事の種類

- ・普通食のほか身体状況やその日の体調に合わせた食べやすい食事を提供いたします。
- ・主食については、米飯・かゆを基本とし希望により、おにぎり・パン・めん類にも対応いたします。
- ・医師の指示により、療養食(糖尿食・腎臓食・肝臓食・貧血食・高血圧、心臓等の減塩食)等の

治療食の提供もいたします。また、経口による食事摂取を進めるための管理もいたします。

⑤ 献立

栄養のバランスを考慮し、管理栄養士が責任を持って献立を作ります。

- ・お正月の口とり・七草粥・新年会・まゆ玉作り・節分・ひな祭り・お花見会・端午の節句・七夕・お盆・敬老会・クリスマス会・忘年会等行事食、また選択メニュー・バイキング・お楽しみ会食も積極的にいたします。

⑥ 水分の補給

- ・緑茶・ほうじ茶・麦茶・ポカリスエット等を用意いたします。
- ・飲み込みの悪い方には、水分補給ゼリー(寒天パパ・イナアガーゼリー)を用意いたします。

⑦ 排便調節

繊維質の摂取に心掛けるほか、毎朝食前に牛乳を用意いたします。

- ⑧ 食器
 - ・家庭的な雰囲気が出せるように陶器を使用いたしますが、重さを感じず方にはメラミン食器を用意いたします。
 - ・温かい食事を召し上がっていただく為に、温冷配膳車を使用します。
- ⑨ 食事委員会
 - 定期的に委員会を開催し、食事内容・行事食等の検討を行います。
- ⑩ 衛生について
 - ・食中毒防止にあたり、食材・調理器具・食器等の衛生管理に留意し、安心して食べていただける食事作りをいたします。
- ⑪ その他
 - ・入所者の栄養状態を適切に検討・評価し、その状態に応じて各職種協働により栄養管理に充分配慮いたします。
 - ・定期的に食堂、居室へ訪問し、食事の食べられない方には、個人対応いたします。
 - ・献立研究日を設け、新メニューの検討等を行い、職員による検食を行い評価・検討をいたします。

(3) 健康管理

施設では、内科と精神科の嘱託医2名、看護師3名が利用者の健康管理を行います。内科医の定期回診は週2回ですが、緊急時は昼夜を問わず、対応いたします。特定の医療機関の受診を希望される場合は、原則としてご家族による通院をお願いします。定期検診として、結核予防法による胸部レントゲン撮影を年1回行います。各種予防接種希望者に対しては、その都度対応いたします。

(4) 介護支援専門員

利用者の、個々に応じた介護サービスが提供できるよう、それぞれのサービス計画表を作成します。自立した生活を営む上での課題を把握し、総合的援助方針、具体的なサービス計画案を作成しますので、利用者、家族のご意見をお聞かせ下さい。同意された計画に基づいてサービスを提供させていただくと共に、状況に合わせて定期的に実施状況を把握し、必要に応じ計画を変更します。更に、施設内において各分野のスタッフによる話し合いを行い、質の高いサービスの提供を目指します。

(5) 機能訓練

- ① 機能訓練指導員(理学療法士等)の指導のもとに、身体や精神面の機能の維持、日常生活における能力の改善等に取り組み、施設での生活をその人らしく過ごせるよう援助します。機能訓練室やベットのサイド、その他生活の場にて行います。
- ② 生活リハビリテーションは生活の質の向上を目指すもので、施設生活のあらゆる場面で機能訓練を試みていきます。全職員共通の理解と協力体制をとって行います。

(6) 生活相談

利用者に、より安心で快適な生活を送っていただくために、またご家族に安心して施設を利用していただくために生活相談員を配置しています。施設生活での不安、その他心配事等ございましたら何でも結構です。生活相談員にご相談ください。利用者、ご家族の抱えている問題の解決にむけ、ともに考えていきます。

当施設が提供するサービスについての窓口

電話 0266-61-2080

担当 生活相談員 坂本 孝行

4. 苦情処理

利用者、ご家族の声に常に耳を傾け、質の高い介護サービスが提供できるよう、苦情処理委員会を設置しています。皆様の声が施設を改善します。施設運営上、またサービス内容で気になる点等ございましたら、施設職員にお気軽にご相談ください。

なお、家族面談室に意見箱を設置してありますので、是非ご利用下さい。

(1) 当施設内苦情相談窓口

相談窓口 生活相談員 坂本 孝行
電話番号 0266-61-2080
FAX 0266-61-2081
受付時間 土日、祝祭日を除く 8時30分～17時30分

(2) 施設外苦情相談窓口

① 相談窓口 長野県国民健康保険団体連合会介護保険苦情処理係
住 所 長野市大字西長野字加茂北143-8
電話番号 026-238-1580
FAX 026-238-1581
② その他 住居を有する市町村役場の介護保険課
当施設が立地する、富士見町介護高齢者係 TEL.0266-62-9136

(3) 第三者委員

当施設で任命している方が 4名います。
お問い合わせは、富士見町介護高齢者係 TEL.0266-62-9136

(4) 福祉サービス第三者評価

受審日 令和6年3月5日 評価機関 一般社団法人 しなの福祉教育総研

<https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/daisansha/hyoka/kekka/daisanshar5.html>

(5) 苦情解決の記録および結果の公表

苦情受付から解決・改善までの経過と結果を記録し、苦情申立人及び第三者委員に対して、一定期間経過後報告します。また、個人情報に関するものを除き、掲示板もしくは広報誌に掲載します。

5. 協力医療機関

(1) 医療機関名称

厚生連富士見高原病院

統括院長名 矢 澤 正 信

所在地 諏訪郡富士見町落合11,100番地

電話番号 0266-62-3030

診療科 内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、口腔外科

入院設備 有 り

病床数 161床

救急指定 有 り

6. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料

併設型介護予防短期入所生活介護費
 介護予防短期生活機能訓練体制加算
 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
 介護職員処遇改善加算

※他に介護保険制度の改定や当施設の介護給付の扱いに応じて料金に変更となる場合もありますのでご了承ください。なお、変更の場合は、予めご通知申し上げます。

② 食費 1日 1,680円

③ 居住費 1日 1,500円

※介護保険負担限度額認定者は、減額認定申請により下記に示した特定入所者介護サービス費に関する食費及び居住費の基準費用額及び負担限度額が適用されます。

介護予防短期入所生活介護介護入所者の1日あたりの個人負担利用料金

介護度		施設利用料	食費	居住費	自己負担額
要支援1	個室	451円	1,680円	1,500円	3,631円
要支援2	個室	561円		1,500円	3,741円

④ 送迎体制加算 片道 1,840円 (自己負担 184円)

⑤ 療養食加算 1回 80円 (自己負担 8円)

⑥ 個別機能訓練加算 1日 560円 (自己負担 56円)

⑦ 生活機能向上連携加算 月 2,000円 (自己負担 200円)

・個別機能訓練加算算定の場合 月 1,000円 (自己負担 100円)

⑧ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間を上限)1日 200円 (自己負担 200円)

(2) 特定入所者介護サービス費に関する食費及び居住費の基準費用額及び負担限度額
 基準費用額(1日)

	食費	居住費
個室	1,680円	1,500円

利用者負担限度額(1日)

負担段階		食費	居住費
第1段階	個室	300円	380円
第2段階	個室	600円	480円
第3段階①	個室	1,000円	880円
第3段階②	個室	1,300円	880円

(3) その他の料金

- ① 外食 利用者個人による外食・出前等の場合、実費相当額(支払代行)
- ② 理美容費 1回当りの実費(支払代行)
- ③ 行政手続代行費 手続きに要した実費(支払代行)
- ④ 医療費・入院費・薬代等 病院、薬局等からの医療費請求額(支払代行)
- ⑤ 個人使用の医療材料費用(支払代行)
- ⑥ 個人使用の電気料(1ヶ月)冷蔵庫900円、テレビ600円、電気毛布400円、その他個人使用の電気料については、実費料金。
- ⑦ 健康管理費用(インフルエンザ予防接種、定期健康診断等)実施機関からの請求額(支払代行)
- ⑧ 施設の個人利用料、個人希望の外出等の送迎料(実費相当額)
- ⑨ その他利用者の必要とする個人使用の物品等
- ⑩ 文書・証明書料(確定申告等)1,080円

(4) キャンセル料

- ① ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合 …無料
- ② ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡がなかった場合
…1日の食材料費相当額 780円

(5) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、末日以内にお支払いください。お支払い方法は、口座自動引落し、もしくは窓口現金支払い(土、日曜日、祝日以外)中からご契約の際に選べますが、基本的には口座自動引落しでお願いします。口座自動引落日は、毎月20日(金融機関が休みの場合は、翌日)となります。

(6) 利用料金等の改定

今後、介護保険制度上や施設運営上の基準等により、利用料金が改定される場合がありますのでご承知ください。なお、介護保険制度改正の折には、書面をもってご通知いたします。

(7) その他

利用途中にサービスを中止して退所される場合は、退所日までの日数を基に計算します。

7. 利用の中止について

以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ① 利用者が中途退所を希望した場合。
- ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合。
- ④ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

8. 施設利用にあたっての留意事項

(1) 面会

- ・ 面会時間は午前8時30分から午後8時までです。夜間は、基本的には正面玄関を午後8時30分に施錠しますが、インターホンにて対応いたします。
- ・ 面会の際は、他の利用者のプライバシー保護にご協力ください。
- ・ 食べ物の持ち込みのご希望がある場合は、職員に申し出ていただき、摂取には十分なるご注いします。また、残った食べ物については責任を持って処理されるか、職員にお預けください。
- ・ 面会の際、玄関に備付けの面会者名簿にご記入ください。
- ・ 面会時に他の利用者から電話を掛けて欲しい、外に出して欲しいなどの依頼がありましたら職員に声を掛けてください。
- ・ 酒、タバコ、刃物等を持ち込まれた場合は、職員に声を掛けてください。

(2) 飲酒、喫煙

- ・施設内の飲酒は可能ですが、その際は必ず職員にご相談ください。
- ・施設内は基本的には、禁煙です。禁煙にご協力ください。喫煙は喫煙所をお願いします。
- ・タバコ、ライター、マッチ等については、火災予防のため利用者個人の保管を禁止し、職員が管理いたします。喫煙時は職員にお申し出ください。

(3) 設備、器具の利用

- ・施設内の設備や器具については状況に応じ、ご利用いただけます。使用前に職員にお申し出ください。

(4) 金銭、貴重品の管理

- ・貴金属類、貴重品、多額現金等の持ち込みはご遠慮ください。事情がある場合は相談員にご相談ください。

(5) 所持品の持ち込み

- ・居室内の個人スペースの利用はご自由ですが、大きいものの持ち込みの際には、事前に相談員にご相談ください。
- ・持ち物には、必ず記名をお願いします。中途持ち込みの物に記名が落ちる場合が多々ありますので、ご注意ください。

(6) 宗教活動

- ・個人の信仰の自由は妨げませんが、集団生活の場であるため、利用者及びご家族による布教や修行等はほかへの迷惑も考慮し禁止いたします。

(7) ペット等

- ・ペットの飼育は集団生活の場であり、他への迷惑も考慮し禁止いたします。尚、ペット同伴での入荘については、職員の許可を得てください。

(8) 身元引受人について

- ・身元引受人が変更となる場合や連絡先の変更等は、速やかに施設へ届け出てください。
- ・身元引受人等が旅行等で不在となる場合は、事前に代理人等にご連絡ください。
- ・当施設より身元引受人に連絡がつかない場合は、緊急連絡順位により、連絡させていただきます。尚、1ヶ所しか緊急連絡先がない場合は必ず連絡がつく体制でお願いします。万が一連絡が付かない場合には、施設の判断で対応させていただきます。

(9) その他

- ・安全管理等の問題が生じた場合は、その都度ご相談させていただきます。尚、危険を伴う場合は、施設の判断にらせていただきます。

9. 非常災害対策

- ・防災時の対応 …… 富士見町消防署への非常通報と初期消火及び避難、消防署・消防団の協力体制
- ・防災設備 …… スプリンクラー、非常口、非常放送設備、防火扉、屋内消火栓、排煙装置
- ・防火訓練 …… 避難訓練(年2回)、消火訓練、非常通報訓練、救急法訓練等、非常召集訓練

10. 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講じる他、家族の方に速やかに連絡いたします。

次の表に緊急連絡先他、ご記入ください。

緊急連絡先		
身元引受人	氏名	
	住所	〒
	電話番号	携帯電話
	続柄	
②	氏名	
	住所	〒
	電話番号	携帯電話
	続柄	

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり利用者に対して契約書及び本重要事項説明書をお示しし、理解していただきました。

代表者名 ジェイエー長野会 理事長 上原 孝義
 代表者住所 長野市大字南長野北石堂町1,177番地3
 事業所住所 長野県諏訪郡富士見町富士見3,107番地2
 事業所名 特別養護老人ホーム 紅林 荘
 説明者氏名 施設長 小林 範彦 (印)
 生活相談員 坂本 孝行 (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項を理解し、承諾・同意いたしました。

利用者住所 _____
 氏 名 _____ (印)
 身元引受人住所 _____
 氏 名 _____ (印)